

令和6年度 第4回
府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

令和6年度第4回府中市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和7年1月30日（木） 午後1時30分～午後2時50分

2 場 所 府中市役所第二庁舎3階会議室

3 出席者 (1) 運営協議会委員

区分	氏名	出欠
被保険者を代表する委員	榎本 成子	○
	佐藤 俊浩	○
	藤見 義彦	○
	永安 省三	○
	比留間 吉郎	○
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	小林 哲也	○
	中村 公彦	○
	金森 泰	○
	山本 純一	×
	赤松 利光	○
公益を代表する委員	西村 陸	○
	からさわ 地平	○
	松村 祐樹	○
	日野 佳昭	○
	水野 洋子	○
被用者保険等保険者を代表する委員	馬場 隆之	×
	欠 員	×

(2) 事務局

職	氏名
市民部長兼市民部保険年金課長	沼尻 章
市民部納税課長	北村 均
市民部保険年金課長補佐	堀 宗生
市民部納税課長補佐	國分 大樹
市民部保険年金課給付係長	渡邊 信行
市民部保険年金課保険税係長	村田 憲洋
市民部納税課滞納対策係長	宇田 泰平
市民部保険年金課主任	鈴木 亜季

4 傍聴者 0人

令和6年度第4回府中市国民健康保険運営協議会
(令和7年1月30日開催)

会議録(要点筆記)

[各委員着席]

給付係長： それでは、定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第4回府中市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

皆様にはお忙しいところ、また大変お寒い中ご出席いただきましてありがとうございます。

はじめに、市民部長より報告がございます。

市民部長が、報告を行った。

給付係長が、配付資料の確認を行った。

給付係長： 本日の会議は、山本委員、馬場委員から欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。なお、出席が委員定数の2分の1を超えておりますので、本協議会が有効に開催されますことを申し添えます。

それでは、本日の議事について、会長、よろしく願いいたします。

会長： それでは、日程に基づき、はじめたいと思います。

はじめに、本日の会議の傍聴希望者ですが、本日は、希望者はおりませんので、早速、議事に入りたいと思います。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、会議終了後、その会議録を作成するに当たり内容確認及び署名をしていただくこととなります。

第4回会議の会議録署名委員には、
被保険者を代表する委員から 佐藤委員
保険医又は保険薬剤師を代表する委員から 金森委員
公益を代表する委員から 日野委員
をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議がないようですので、各委員に、本日の会議の会議録署名委員をお願いいたします。

続きまして、日程第2「令和6年12月2日以降の健康保険証の取扱いについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会長： 説明が終わりました。ご質問やご意見ございますでしょうか。

委員： はい。

会長： すいません。ご質問ご発言にあたってはマイクを前回同様、お渡ししますので、よろしくをお願いいたします。

委員をお願いします。

委員： マイナ保険証に伴う事務局のご苦勞はよく知っております。ご苦勞様です。

今年度からいろいろ書類を出していかなきゃいけない中で、細かいことを言うと退職した人、転職した人、転居した人それぞれ調べていかなきゃいけないし、電子証明書を切れる方についても、連絡がない場合に切れてしまいますからさらに連絡繰り返しなきゃいけないとか、非常に煩雑な仕事が想像されます。とりあえず質問としては二点ありまして資格確認書及び資格情報のお知らせについて、7月に出さなきゃいけない人数というのは大体把握されていらっしゃるでしょうか。

会 長： 一点でよろしいですかね。

委 員： もう一点は限度額適用に特定疾病療養証を出す必要はないということで僕も理解しているんですけど、もちろん僕小児科なんで子供のマル親とか子どもの方は保険証でも2枚出さなきゃいけないんですけどそういうのが出す必要があるということですよ。

会 長： はい、二点の方、ご質問確認よろしくお願ひいたします。

保険年金課長補佐： はい、ではご質問いただきました二つのご質問に順次お答えさせていただきます。

まず一点目の、今年の7月の一斉更新の時のそれぞれのおおよその枚数でございますけれども、先ほど11月末時点でのマイナ保険証の保有状況について55.33%と申しあげました。こちらの具体的な数字で申しあげますと、被保険者数としては、4万5千458人で人数としては2万5千153人こちらで55.33%となっております。このままおそらく被保険者数は今若干減少傾向にありますので、おおよその数字で申しあげますと、資格情報のお知らせが約2万5千人、資格確認書の方が2万人というような形になるんじゃないかというふうに見込んでおります。

続きまして二点目のお子様のマル乳・マル子・マル青、あるいは一人親のマル親等の医療証についてですけれども、こちらにつきましては委員のおっしゃる通りでございます。現状といたしましては、医療証については提示をしていただくようになっております。ただ国の方ではやはりそういう医療証も全部マイナ保険証の方に取り込めないかという動きはございまして、実際に今年度から先行自治体、手を挙げて実証実験的なものをやりますよという自治体については今年度から既に取り組みを始めているというふうに聞いてるんですけども、実際にどういうふうにやってるかというところまではすみません把握できておりません。

以上でございます。

会 長： はい、答弁は終わりました。よろしいですか。

その他ご質問ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、委員。

委員： はい、ありがとうございます。マイナンバーカードを使っての保険登録については確か保険情報の紐付けの解除ができるようになっていると思うんですけど、どのぐらい申請が来ているのかということと、窓口での手続きと郵送での手続き、オンラインの手続きあると思うんですけど、実際どういった傾向にあるかというのを教えていただけないでしょうか。

会長： はい、二点、答弁よろしく申し上げます。

保険年金課長補佐： 登録解除につきましては府中市では11月から可能となっております12月末時点の数字でお答えさせていただきます。

12月末時点では合計で75世帯92件の解除がございました。月別で申しあげさせていただきますと11月は54世帯67件、12月が21世帯25件で、合計92件となっております。

以上でございます。

会長： はい、答弁が終わりました。

保険税係長： はい、続きまして二点目のご質問について回答させていただきます。

窓口、郵送、オンラインでの傾向についてというところですが、詳細な件数は把握しておりませんが傾向としては窓口でのご申請が一番多いものと捉えております。

郵送、オンラインについては、正直なところそんなにきている感じはなく、オンラインについては今月から開始したところがございますが、1月8日から開始して現在2件のみとなっておりますので、割合としては低いものと捉えております。

以上でございます。

会長： はい、答弁終わりました。委員。

委員： ありがとうございます。ホームページの保険情報の解除のサイトを見たところ、郵送については一旦市役所に申請をして送ってもらって、またそれを送

り返す形になっていたのでダウンロードができると便利かなと思ったんですけど実際のところ窓口に来られていろいろ相談も受けながら対応されてる方が多いということで状況把握いたしました。以上です。

会 長： 他にご質問ご意見等ございますでしょうか。委員。

委 員： 私の方からは資格情報のお知らせについて一件伺いたいと思います。

マイナンバーカードまた資格確認書はですね、仕様としてはカード形になっているのでこれを使って医療を受けるということが見た目にもわかる、わかりやすいようなことになってると思います。資格確認書も一度確認させていただいたときに、旧保険証とほぼ同じ仕様に見えるものですからこれを何かと勘違いするということはまずないのかなというふうに思っておるんですが、資格情報のお知らせという存在がどう言ったものになっていていつ頃手元に届いて、要するにですねお知らせというふうに来ると書類的なものが来るので、何となく右から左に流れてしまいやしないかと心配をしてるものですから、その辺の概要についてもう少し詳しく教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

会 長： はい、答弁をお願いします。

保険年金課長補佐： はい、資格情報のお知らせについてというところでお答えさせていただきます。

サンプルがこちらにちょうどございます。大きさといましては、普通のA4の一枚の紙で、後で回覧させていただきますけれども、こちらの右下のところに切り取れるようになってまして、携帯できるような形になっております。こちらにつきましては、通常であれば、マイナ保険証をお持ちの方は、カードリーダーにそちらをかざして受付っていうのはもちろんできるんですけども、例えばカードリーダーが一時的に不具合があるとか、そういうときにうまく読み取りができないときに、マイナ保険証と一緒にこちらの資格情報のお知らせを提示いただくことによって、医療機関を受診できるというものになっております。

以上でございます。

会 長： はい、答弁は終わりました。委員。

委 員： 実物示していただきましてありがとうございます。名称も含めてやはりいわゆる書類という形になるので、機能としては補完的な内容であるということは理解しましたので、これを要するにしっかり大事なものであるということの周知がとても大事なかなというふうに思いますけれども、この周知の仕方についてお考えお聞かせください。

お願いします。

会 長： はい、再度質問よろしく申し上げます。

保険年金課長補佐： はい、こちらの周知につきましてですけれども、やはり丁寧に広報等で周知をさせていくのと同時に、今の予定としては一斉更新で7月に皆様にお送りするその中の同封の案内等で周知をさせていただいて、基本的には今私の方から説明させていただきました通り、資格情報のお知らせはA4サイズで、やはり携帯するのは難しいので右下の部分のところ切り取ったりしていただいて、お持ちいただくということを周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

会 長： はい、答弁は終わりました。

委 員： はい、ありがとうございます。現物での周知ということですのでぜひそこは丁寧にやっていただければと思います。

また、開かない方もいらっしゃるかもしれません。封筒等に何かしらの工夫等していただければと思いますので以上を要望しております。

ありがとうございました。

会 長： はい、その他、ご意見ご要望ございますでしょうか。委員。

委 員： こちらの資格情報のお知らせは有効期限なしと書いてありますが、マイナンバーは有効期限があるんですね。ですからそれを更新し忘れた方は、それを持ってさえいれば、一応負担割合で受診できると考えてよろしいですか。

更新し忘れた方がこれを持っていれば、問題なしと更新してくださいねとこちらは訴えればいだけなのか。期限が切れてるカードは一切使えない。どうでしょうか。

会 長： はい、確認よろしくお願いいたします。

保険年金課長補佐： はい、こちらの資格情報のお知らせにつきましては、国からはそれ一枚では受診はできないというふうになっております。

今、委員からお話がありましたマイナンバーカードそのものの有効期限なんですけれども、今のマイナンバーが二つありまして、一つは中に入っている電子証明書の有効期限、こちらが確か5回目の誕生日までというふうになっております。

あとはマイナンバーカードそのものについては、10回目の誕生日までというふうになっております。こちらにつきましては、それぞれ基本的にはその更新の切れる三ヶ月ぐらい前には、J-Lis という国の外郭団体から、そろそろ更新切れますので更新してくださいという封書が届いて窓口等で更新していくような形になっております。実際にその電子証明書であれば12月2日以降は電子証明書の有効期間が切れても三ヶ月間は、マイナ保険証としては使えるという仕組みがございます。もしそのマイナ保険証でうまく受診ができない場合につきましても何段階かステップがあるんですけれども、その次のステップとしましては、もしそちらの医療機関等で過去の受診状況等から保険の記号番号ですとか、いろんな情報が把握できる場合には、過去の情報から今まで通り受診ができますよというふうにもなっておりますし、そういうものもなかなか難しい場合については申立書を書いていただいて普通に保険診療で受診できますよというような形で、マイナ保険証がうまく使えなかった時でも、今まで通り変わらず保険診療が受けられますというようなことを国の方として仕組みとして作っております。

以上でございます。

会 長： はい、大丈夫ですか。

はい、その他ご質問ご意見等ございますでしょうか。委員。

委 員： ちょっと初歩的というか、まだ理解できてないところがあって、ちょっとお

聞きしたいんですけどもカードを医療機関で使う場合は、そのまま作ったからといってそれを持ってカードリーダーに通すだけでは使えなくて、何か紐付けをしないといけないんですよ。

その手続きってというのがさっきおっしゃっていた窓口でやるのか、オンラインでやるのか、というところなんでしょうか。

会 長： はい、ご質問ということでお願いします。

保険年金課長補佐： はい、今のご質問はマイナンバーカードを作っているということだと思いますけれどもそちらはやはり保険証として利用登録するための紐付け作業というのが必要になります。

こちらができる場所は基本的に三か所、三つ方法がありまして一つはご自身でマイナポータルから登録ができます。

二つ目といたしましてはセブン銀行のATM、そちらを使って紐付け作業ができます。

あと三つ目といたしましては、医療機関に置いてあるカードリーダー、そこで登録していないカードを置きますと、まずは登録しますかという確か案内が出るはずですよ。それから、画面遷移していただいて登録ということもできます。

以上でございます。

委 員： そうすると医療機関でも登録できるわけですね。

その方が簡単そうですね。やる方としてはセブン銀行とかマイナポータルでというよりは、医療機関でやった方が。そうでもないですか。

保険年金課長補佐： はい、ちょっと個人的な見解にも入ってしまうんですけども、一番多分落ち着いてできるのはご自身でマイナポータルでやるのがいい。セブン銀行のATMですとか医療機関でも、どうしても後ろに違う利用者の方がいるとなかなか焦ってしまうということもあったりするので、ご自宅とかでゆっくりやられるのが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

会 長： よろしいでしょうか。はいその他ご質問ご意見等ございますでしょうか。

それでは他に質問がないようですので、本件は了承としてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： それでは、これで本件は了承といたします。

続きまして日程第3、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算の概要(案)についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会長： はい、説明が終わりました。

ご質問やご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうかね。

ご質問がないようでございますので本件は了承としてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： それでは、これで本件は了承といたします。

続きまして日程第4、令和7年度国民健康保険特別会計予算の概要(案)についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会長： 説明が終わりました。

ご意見ご質問等ございますでしょうか。はい、委員。

委員： 3ページの国民健康保険事業費納付金が減額ということで、額が5億4千万円とかなり大きいですね。

最後の参考資料の過年度納付金に関わる余剰金が増えたことがほとんど多くの金額を占めているのかなとは思いますが、一人当たりの医療費の推

計値は前年度より低い推計となった。

毎年一人あたり医療費は上がってると思うんですけど、これだけで5億4千万円の大半をとというのはちょっと考えにくいのでその辺のことも、どうして医療費の推計を間違えてしまったのかっていうのはわかるのであれば、教えてください。

会 長： 二点答弁よろしく申し上げます。

保険年金課長補佐： はい、それでは、まず医療費の推計の部分から先にお答えさせていただきます。今、委員のおっしゃっていただいた通り、基本的に一人当たり医療費につきましては全国的にも右肩上がり上昇傾向というふうにはなってございます。

こちらの推計が前年度低い推計となったっていうところなんですけれども、令和6年度の事業費納付金を算定する際に、推計した金額が約38万7千円というふうになっておりました。

そちらに対しまして、今回令和7年度の事業費納付金を算定するに当たって、推計した金額としては約37万7千円ということで若干の減少というふうになっております。

こちらの下がった主な要因として考えられる事としまして、令和7年度の推計をするに当たっては、令和6年度の実績を考慮している関係で、上昇はしているんですけれども令和6年度の推計値ほどの上昇がなかったというところで前年度よりも低い推計というふうになったというふうになります。

続きまして5億4千万減額となったところの要因というところでございますけれども、いくつか主な要因としてはございますがその中でも算定するに当たってやはり今申しあげた推計が1人当たり減ったっていうところが大きいところでありますが、委員のおっしゃる通りでして、基本的にそれよりもっと影響が大きかったところとしては、過年度の納付金に係る剰余金、こちらが繰り入れが多かったっていうところになっております。こちらの事業費納付金につきましては、毎年毎年納付をして納め過ぎていたら、その分は返ってくるのではなくて翌年度以降の事業費納付金の計算のときに充当しましょうという考えがありますのでこのようになっております。

以上でございます。

会 長： はい、答弁終わりました。
その他ご質問ご意見等ございますでしょうか。

委 員： 会長。

会 長： はい、委員。

委 員： よろしく願いいたします。私の方からは歳入の法定外繰入2ページのいわゆるその他というところだと思えますが、以前お示しをいただいたこれまでの法定外繰入金金の推移と言ったところで以前の資料で平成30年度から令和4年度までの推移を示していただいております。

確認するだけというか聞くだけなんですけれども4年度までの推移に加えて5年度既に決算認定されているかと思えますので今年度の実績、それからそれが今回お示しいただいた6年度と7年度の納付額があるかと思えますが、この6年度については決算まだやってないんで、予算額でということだと思いますけどその確認、その上で7年度は見込みということですかね。ちょっとその辺の推移を知りたいという趣旨の元にお聞きしたいなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

会 長： はい、答弁お願いします。

保険年金課長補佐： はい、まず一点目のその他一般会計繰入金、法定外一般会計繰入金金の推移でございますけれども、過去5年間の決算額でご説明させていただきます。

令和元年度23億9千427万3千円、令和2年度27億4千295万3千円、令和3年度25億2千830万1千円、令和4年度28億8千136万4千円、令和5年度34億6千671万7千円、過去5年はこのような傾向がございます。

この6年度7年度のところなんですけれども、今委員がおっしゃった通り、先ほど補正予算のところ、その他一般会計繰入金を増額させていただきますというふうにご説明させていただきました。

基本的にはその部分については前年度の精算返還金、こちらを充てるために増額補正をさせていただいてるものになります。

6年度の決算見込みにつきましては、あとは税収の方が全く現時点ではわからないので税収が上がってくれば、当然その決算額としてはそれほど増えてこない、という可能性はございます。

今回の5年度の決算額と比べますと、今回当初予算としても31億となっておりますので、若干減少とはなっておりますが冒頭申しあげました通りそもそも税収が6年度と比べて7年度予算で約1億5千600万円の減少と見込んでいるというところもございますので、現状として、皆様にご説明させていただいた計画通り進んでいくかということ、正直何とも言えない部分がございます。

やはりその辺といたしましては大きいところとしてはどうしてもやはり被保険者数の減というところがありますので、今年度も10月から社会保険適用拡大というのもあつたりしますので、今後はその辺の動向も注視しつつ、今後についてどうするかというのを検討していくのが来年度以降になるかなというふうに考えております。

以上でございます。

会 長： はい、説明は終わりました。

大丈夫ですか。

はい、その他ご質問ご意見等ございますでしょうか。

はい、委員。

委 員： ありがとうございます。何点かお伺いしたいと思います。一つは先ほどもございました一般会計からの法定外繰入についてですが、来年度の予算ですと東京都への事業費納付金が減少することとあつて繰入金そのものを全体として3億6千万円減少するものということだと思ふんですが、この現象については国保の赤字解消計画との関係ではどのように捉えているかという点一点お聞かせください。

あともう一点東京都への事業費納付金の減少については例えば結構大きく減少するということになりますから、例えば保険料だったり、均等割を引き下げて被保険者の負担を軽くするっていう形でのそういう予算的な選択肢あつたかと思ふんですが、こういったことを検討されてきたかという点、また東京都の方でそういう試算等あつたら教えてください。

あと三つ目としては総務費の増大については、令和7年度はマイナ保険証

に移行した元での一年ということになるんですが、これまでの基本的な総務費等と比べてマイナ保険証に完全移行してきたもので変化している点等あったらお聞かせください。

以上お願いします。

会 長： はい、順次答弁をお願いします。

保険年金課長補佐： はい、ではまず一点目から順次お答えさせていただきます。まず一点目の今回当初予算といたしましては、その他一般会計繰入金約3億6千万円減少となっているところですが、やはり基本的には元々の財政健全化計画からいきますと、赤字の想定通りの繰入額が減っているという状況ではない。というところが現状としてはございます。

続きまして、二点目の今回事業費納付金が前年度に比べて下がったことによりまして、保険料の引き下げ等被保険者の方に何か還元みたいなことがないかあるいは東京都のほうからそういう話がないかというところでございますけれども、こちらにつきましては、あくまでもまだ法定外繰入をやっている状況ですので、その段階で保険税等の引き下げというのはやはり考えるのは非常に厳しい状況でございます。こちらにつきましては東京都の方では毎年、東京都のホームページに公表されているんですけれども、それぞれの各自治体が所得割率と均等割額をいくりにすると計算上は法定外繰入がなくなりになりますよというような、標準保険料率というものを公開しております。

こちらにつきましては、令和6年度で申しあげさせていただきますと、府中市の場合には14.25%、現在府中市の6年度の所得割率8.33%でございました。こちらが14.25%、均等割額につきましては今年度4万1千円だったところが8万8千457円。

こちらの金額が東京都としての計算上、法定外繰入をゼロにするにあたっては、これぐらいの保険料率になりますよというふうに示しているものになります。

三点目、最後の総務費のところではマイナ保険証に切り替わったことによる何か予算上の変化があるかというところでございますけれども、基本的には

今までと同じ一斉更新をしますし、一斉更新する際にマイナ保険証を持っていれば、資格情報のお知らせが出る、あるいは持っていなければ資格確認書が出るような形でそこは自動でシステムで出来ますので大きな予算の変更というものはございません。

以上でございます。

会 長： はい、説明が終わりました。

はい、委員。

委 員： それぞれご説明ありがとうございました。法定外繰入赤字解消の計画等のもとではまだがぜん計画通りなかなか進んでいない状況であるということも理解いたしました。

ただこれは要望にはなるんですが、やっぱり昨今食料品や物価等非常に上がってる状況や被保険者の方々の生活厳しい状況が昨年に増して続いているのではないかと、というようにおうかがいするところもあるので、やっぱり被保険者への還元といったそういったこともぜひ考えていただきたいということをこれは要望をしたいと思います。

以上です。

会 長： はい、その他ご質問ご意見等はございますでしょうか。委員。

委 員： 先ほどのマイナンバーカードにちょっと関連してお聞きしたいんですけども取得率が55%位っていうお話で、高齢者の方はもうちょっと低かったのかな、これを被保険者全員100%取れた場合に、この歳出がどのくらい削減できるのかっていうそういった数字っていうのは出ているのでしょうか。

会 長： はい、答弁をお願いします。

保険年金課長補佐： はい、先ほど申しあげましたマイナンバー利用登録率が55.3%、こちらが100%になったらということなんですけれども、現状といたしまして、その元となるマイナンバーカードの方が、義務ではないというところがありますので、マイナンバーカードの方は今確か保有率が府中は8割弱ぐらいまで今伸びてはおりますが、義務ではないのでおそらくそちらが100%にな

るかというところかまず一つ厳しいところがあるんじゃないかなというふうには考えております。

続きましてマイナンバーの利用登録率について先ほど申しあげさせていただいたんですけれども、実際にマイナンバーカードに健康保険証を紐付けて次は使うかどうかというところでまた次のハードルがございまして、利用率で申しあげますと、11月末時点では国民健康保険23.31%という状況でございました。

おそらく国の報道なんかで、5月、6月ぐらいですと4%、5%で10%いってないというような状況があったと思うんですけれども、やはりだんだん12月2日に向けて、利用率自体は少しずつ上がってきているというところはございます。こちらが利用に伴いまして予算上何か大きな変化が出てくるかっていうところになるんですけれども、大きいところではそんなに出てこないかもしれないんですけれどもいくつか申しあげさせていただきます。例えば、一斉更新で先ほど申しあげましたが70歳未満の方については有効期限がないというふうに申しあげましたので、今まで必ず二年に一度被保険者証をお送り全員にお送りしていたというところが、発送が若干減るということは考えられます。

あとは、実際に予算には大きい影響が出てこないんですけれども一つ考えられるマイナ保険証が普及するメリットといたしまして、例えば国民健康保険から社会保険に切り替わるっていった場合に、なかなかすぐ手元に新しい保険証が来なくて本来はもう会社に勤めているので健康保険証は国民健康保険ではないんですけども、物理的に今手元にある国民健康保険だということとで国民健康保険を使って医療機関をかかってしまうということがあったりします。

その場合には当然我々保険者としては、本来払わなくていい7割分8割分になるんで、その返還請求という事務があります。

こちらの部分については、もしマイナンバーカードが進めば物理的な保険証がもうマイナンバーカード一枚になるのでその事務というのが、恐らく減るだろうということは見込みとしては考えられます。ただこちらにつきましても、どうしてもシステムで切り替えたりということとすとかあるいは届け出のタイミングなんかも数日、確か5日5日で最大確か10日位は猶予としてそもそも認められておりますので、タイムラグ的なものはどうしても発生してしまうのでゼロにはならないかなというふうには考えております。

はい、以上でございます。

会 長： はい、答弁が終わりました。
委員大丈夫ですか、はい。

委 員： ちょっと本当勉強不足で申し訳ないんですけど、マイナ保険証になるのは国保と後期高齢者医療保険で、協会健保や企業で入っている健康保険の社会保険は、これは対象になっていないんですけど。お願いします。

会 長： お願いします。

保険年金課長補佐： はい、お答えさせていただきます。

基本的には資料1で申しあげさせていただきました12月2日以降、新たな紙の保険証発行されなくなりますのは、日本全国のことになっております。おそらく会社の保険証とかですとそもそも有効期限とかが書いてないと思うんですけども、そういうものについては一年間経過措置で有効というふうになってるので今年の12月1日までは使えますってなってるんですが、それを過ぎるともう保険証自体が使えなくなる、というふうになってございます。

委 員： これはもう日本全国、全員が対象と分かりました。ありがとうございます。

保険年金課長補佐： すいません。あと一点、先ほどの資料1のところで、ちょっとこのタイミングで一つ付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。先ほどマイナ保険証の紐付けができる場所は三つと申しあげたんですけどもすみません、もう一ヶ所ございます。一番大事なところがありまして、府中市の場合にはふるさと府中歴史館という、府中市役所の横のところで紐付けの支援をやっておりますので、あちらの方にお越しいただいても対応はできます。ただ月曜日がお休みになってますので月曜日以外のところに来ていただくようになります。

以上でございます。

会 長： はい、よろしいでしょうか。

はい、その他ご質問ご意見等ございますでしょうか。

それでは他にご質問がないようですので、本件については了承ということ
でよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： はい、それではこれで本件は了承といたします。

続きまして、日程第5、国民健康保険保健事業実施計画に基づく保健事業
等の実施状況についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会 長： はい、説明が終わりました。

ご意見やご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうかね。

それでは質問がないようでございますので本件は了承としてよろしいで
しょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは、これで本件は了承といたします。

続きまして、日程第6、その他についてを議題といたします。事務局、何か
ありますでしょうか。

保険年金課長補佐が、報告を行った。

給付係長が、事務連絡を行った。

会 長： 皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

無しでよろしいですかね。それでは以上で本日の議事日程は全て終了いた
しました。

これをもちまして令和6年度第4回府中市国民健康保険運営協議会を閉会
いたします。

なお、本日が今年度最後の運営協議会となります。諮問への答申など多々

ございましたが、委員の皆様におかれましては、議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。

また、今回が委員の皆様にとって、最後の運営協議会とのことですので私からも重ねて御礼申しあげまして本会を閉会したいと思います。

ありがとうございました。